

岡山県トラック物流効率化支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 岡山県トラック物流効率化支援金（以下「支援金」という。）の交付については、岡山県トラック物流効率化等支援事業費補助金交付要綱（令和6年7月3日施行）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(事務の取扱)

第2条 一般社団法人岡山県トラック協会（以下「協会」という。）は、岡山県トラック物流効率化支援金に関する事務の取扱を行う。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号、以下「法」という。）第2条第2項に規定する事業をいう。
- (2) 特定貨物自動車運送事業 法第2条第3項に規定する事業をいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者をいう。
- (4) 貨物自動車運送事業者 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業を営む者で、法第3条及び法第35条に規定する許可を受けた者をいう。

(目的)

第4条 協会は、いわゆる「物流の2024年問題」の解決に向け、物流の効率化を図ることを目的に、貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に支援金を交付する事業を実施する。

(支援金の額等)

第5条 協会は、予算の範囲内において、事業者からの申請に基づき、事業の用に供する物流の効率化に資する機械器具やシステム等に対し、別表1のとおり支援金を交付する。

(支援金の交付要件等)

第6条 支援金の交付の対象は、別表2の交付要件の欄に掲げる全てを満たすものとする。

2 協会は、次の各号全てを誓約した者に対してでなければ支援金を交付しない。

- (1) 前項に定める交付要件を全て満たしていること。
- (2) 申請内容に虚偽がなく、内容に関して協会からの調査や報告の求めに応じること。
また、虚偽や不正等が判明した場合は、支援金の返還に応じること。
- (3) 申請日時時点で倒産又は廃業していないこと。
- (4) 県税の滞納がないこと。

(支援金の交付申請及び請求)

第7条 事業者は、支援金の交付を受けようとするときは、令和6年9月2日から令和7年1月31日までの期間内に、様式第1号による「岡山県トラック物流効率化支援金交付申請書兼請求書」（以下「申請書」という。）を協会に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第8条 協会は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは事業者に対し支援金を交付する。ただし、交付額の総額が予算額に達したときは、交付しない場合がある。

(交付の取消し)

第9条 協会は、前条の交付を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、支援金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (4) 申請書に添付する別紙2の誓約書に違反したとき。
- (5) その他協会又は県が交付の取消が適当と判断するに至ったとき。

2 協会は、支援金の交付の全部又は一部を取り消す場合は、様式第2号による「岡山県トラック物流効率化支援金交付取消し通知書」により当該事業者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第10条 協会は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、取消しを決定した日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- 2 協会は、支援金の返還を命ずる場合は、様式第3号による「岡山県トラック物流効率化支援金返還請求書」により当該事業者に請求するものとする。
- 3 協会は、やむを得ない事情があると認めたときは、県と協議のうえ第1項の期限を延長することができる。

(加算金及び延滞金)

第11条 支援金の交付を受けた事業者は、前条第1項の規定により支援金の返還を命じられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて協会に納付しなければならない。

- 2 支援金の交付を受けた事業者は、前条第1項の規定により支援金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。
- 3 協会は、やむを得ない事情があると認めたときは、県と協議のうえ加算金又は延滞金の全部又は一部を免除できるものとする。

(権利の譲渡又は担保の禁止)

第12条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第13条 支援金の交付を受けた事業者は、支援金に関する書類を、支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関する必要な事項は県と協議し、協会が別に定める。

2 協会及び事業者は、支援金の交付等に関して県から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年8月8日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

項目	交付要件等	1 事業者あたりの交付限度等
支援内容	(1) テールゲートリフター、フォークリフト、トラック搭載型クレーン等の機械器具 (1 台あたり) 交付率: 2 / 3 交付限度額: 9 0 0 千円	3 台
	(2) 運行管理システム等のシステム (1 式あたり) 交付率: 2 / 3 交付限度額: 5 0 0 千円	1 式
	(3) ロールボックスパレットやトラック搭載用 2 段積みデッキ等その他備品類 (備品類の購入金額合計) 交付率: 2 / 3 交付限度額: 9 0 0 千円	申請は 1 回に限る

※購入等金額には、消費税及び地方消費税の額は含まない

別表 2 (第 6 条関係)

項目	交付要件等
対 象 者	県内に営業所 (法第 4 条第 1 項第 2 号若しくは法第 3 5 条第 2 項第 3 号の規定による事業計画で定める営業所をいう。以下同じ。) を有する貨物自動車運送事業者であり、かつ中小企業者であること
対象機械器具等	令和 6 年 4 月 1 日以降に県内の営業所又は事業所等に配置し、申請日時点において継続的に事業に使用している物流の効率化に資する機械器具やシステム等
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・他の助成金等を充当する場合は、その充当額を減額した額 ・支援金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする